

Title	中国における個人情報保護公益訴訟に関する一考察： 大規模な情報漏洩等に対する救済手段として
Sub Title	A study on public interest litigation for personal information protection in China : a remedy for large-scale data
Author	袁, 上荀(Yuan, Shangxun)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2024
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.143 (2024. 12) ,p.135- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20241215-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国における個人情報保護公益訴訟に 関する一考察

——大規模な情報漏洩等に対する救済手段として——

袁 上 荀

- 一 はじめに
- 二 個人情報保護公益訴訟制度の趣旨
 - (一) 私益訴訟による救済の不十分性
 - (二) 公益訴訟による救済の補完
 - (三) 小 括
- 三 個人情報保護公益訴訟制度の概要
 - (一) 個人情報保護法70条
 - (二) 「個人情報処理者が」
 - (三) 「本法の規定に違反して個人情報を処理し」
 - (四) 「多数の個人の権益を侵害した場合」
 - (五) 「人民検察院、法定の消費者組織および国家インターネット情報部門が確定した組織は」
 - (六) 「法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる」
 - (七) 小 括
- 四 個人情報保護公益訴訟制度の運用実態
 - (一) 典型事例の紹介
 - (二) 典型事例の検討
 - (三) 小 括
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

ビッグデータ時代である現代において、大量の個人情報が漏洩・流出することは珍しくない。しかし、「大規模な個人情報の漏洩・流出事案においても、実際に訴訟を提起する人数はごく少数の者に限られてきた」とい

えよう。たとえば、「TBC事件においては約5万人分の個人情報が流出したが、損害賠償請求訴訟を提起した者はわずか14名であり、……Yahoo! BB事件においては約450万人分の個人情報が流出したが、やはり損害賠償請求訴訟を提起した者はわずか5名であった」のである¹⁾。

こうした事情の背景には、日本において現行法上、大規模な個人情報の漏洩・流出事案に対する救済制度が十分に整備されていないことがある。確かに、2016年10月1日に「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下、「消費者裁判手続特例法」という）が施行され、いわゆる「日本版クラスアクション制度」が創設された²⁾。また、2023年10月1日からは、適格消費者団体による慰謝料請求に関する共通義務確認訴訟も一部解禁されている（消費者裁判手続特例法3条2項6号）。しかし、「情報漏洩による慰謝料請求の対象範囲は限定的であることから、今のところ、個人情報保護関係の被害回復事例は見当たらないのではないか」³⁾と指摘されているところである。また、適格消費者団体による差止請求（消費者契約法12条）についても、「消費者契約法10条の解釈等を媒介にして個人情報保護法に反する取り扱いを問題とするケースもあるが、迂遠である上、同条はいわゆる受け皿規定であり、適法・違法の判断が一義的ではない」⁴⁾などと指摘されている。

このような中、直近ではあるが、現行法における救済制度を拡張しようとする動きが見られる。2024年6月27日、個人情報保護委員会は「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」と称する資料を公開し、「要件を満たした消費者団体が被害者に代わって違法行為の差し止めや被害回復のための損害賠償請求を行う団体訴訟制度を個情法に

-
- 1) 西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020年）377-378頁〔太田洋＝白澤秀己執筆箇所〕。
 - 2) 西村あさひ法律事務所編・前掲注1）378頁〔太田洋＝白澤秀己執筆箇所〕。
 - 3) 消費者支援機構関西「（特定）適格消費者団体の活動について」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240123_shiryuu-1-1.pdf）3頁。
 - 4) 消費者支援機構関西・前掲注3）3頁。

取り入れること」⁵⁾を検討していると明らかにした。同「中間整理」によると、「法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点からは、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みは有効な選択肢となり得る」⁶⁾とされている。

このように、日本では大規模な個人情報の漏洩・流出事案における救済制度がまさに検討中であるところ、本稿では、「日本の消費者団体訴訟制度と類似するもの」⁷⁾とされる、中国における個人情報保護公益訴訟制度に着目し、これを検討したい。当該制度の趣旨、概要、および運用実態を明らかにしておくことは、今後日本において団体訴訟制度などの導入を検討するにあたり、何らかの示唆を与える可能性がある。

本稿は、中国における個人情報保護公益訴訟制度の趣旨、概要、および運用実態を明らかにすることを目指すものである。はじめに、学説の議論を参照し、個人情報保護公益訴訟制度の趣旨を明らかにする (一)。次に、個人情報保護法 (以下、「個情法」という) 上の規定を確認し、個人情報保護公益訴訟制度の概要を把握する (二)。その上で、2023年3月30日に公表された8の典型事例を紹介し、個人情報保護公益訴訟制度の運用実態を検討する (三)。

二 個人情報保護公益訴訟制度の趣旨

まず、学説の議論を参照し、個人情報保護公益訴訟制度の趣旨を明らかにする。学説は、ビッグデータ時代においては従来の私益訴訟による救済が不十分であるところ (一)、公益訴訟がかかる救済の不十分性を補完すると指摘する (二)。

5) 2024年7月25日付読売新聞12版6頁。

6) 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理 (案)」12頁 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240627_02_houdou_betten1.pdf)。

7) 孫彦『中国個人情報保護法制の実務』(中央経済社、2022年)185頁。

(一) 私益訴訟による救済の不十分性

学説は、ビッグデータ時代においては従来の私益訴訟による救済が不十分であるとし、その理由として、訴訟提起の障害と（１）、訴訟提起のインセンティブの欠乏を挙げている（２）。

1 訴訟提起の障害

訴訟提起の障害は、さらに、権利侵害の認識不能性と（(1)）、立証の困難性の二つに分けられる（(2)）。

(1) 権利侵害の認識不能性

学説は、ビッグデータ時代においては個人情報が大規模かつ複雑に処理されるため、また情報処理技術の飛躍的発展も相まって、情報主体である本人が自己の情報権益に対する侵害を認識することが困難ないし不可能となっていると指摘する。

範為は、「ビッグデータ時代において、ユーザーは自身の個人情報をコントロールできない状況に直面している」⁸⁾と主張する。つまり、ビッグデータ時代においては「大量の機械対機械のデータ転送」⁹⁾が「ユーザーに知られずに」¹⁰⁾行われるため、「ユーザーは多くの場合、個人情報が収集されていることを察知することさえできない」¹¹⁾という。

また、薛天涵は、「ビッグデータ、人工知能、モノのインターネット、およびクラウド技術の発展に伴い」¹²⁾、「個人情報が大量に処理されることで、市民は常にアルゴリズムによる予測不可能な結果に直面する可能性がある」¹³⁾と指摘する。つまり、「情報主体が認識しないうちに、個人情

8) 範為「大数据時代個人情報保護的路径重構」環球法律評論 5 期（2016 年）94 頁。

9) 範為・前掲注 8）93 頁。

10) 範為・前掲注 8）93 頁。

11) 範為・前掲注 8）94 頁。

12) 薛天涵「個人情報保護公益訴訟制度的法理展開」法律適用 8 期（2021 年）159 頁。

13) 薛天涵・前掲注 12）159 頁。

報は多くの主体によって収集・転送される可能性がある」¹⁴⁾ という意味において、本人は情報権益を侵害する行為の「潜在的な被害者」¹⁵⁾ になっているという。

同じく、張新宝＝頼成宇も、「人工知能やアルゴリズム技術の開発と広範な応用によって、個人情報侵害行為はより隠蔽性のあるものとなっており、個人は権利侵害を察知しにくい」¹⁶⁾ 状況になっていると指摘する。

(2) 立証の困難性

さらに、学説は、ビッグデータ時代において、仮に情報主体が自己の個人情報権益を侵害する行為に気づいたとしても、自力で証拠を集めることが難しいと指摘する。

張煒達＝呼嘯は、その理由として、「ビッグデータ時代では、ネットワーク運営者と情報主体との間に不平等な地位が形成されている」¹⁷⁾ ことを指摘する。つまり、「ビッグデータ時代における情報の収集・処理・利用は、高度な技術と専門的な人材に依存しており、また情報は迅速に処理され、容易に削除・改変されるため、関連する証拠を収集することが決して容易ではない」¹⁸⁾ ものとなっている。また、「個人情報処理者は技術、人材、資金などの面で、情報主体である個人よりも全面的に優位に立っているため、その実力の格差が情報主体の証拠収集をさらに難しくしている」¹⁹⁾ という。

同様に、張希平も、「個人情報侵害行為は、インターネットやビッグデータなどの技術と関連しており、専門性が高く、訴訟の難易度が高い」²⁰⁾ と指摘する。つまり、ビッグデータ時代においては、そもそも「権利侵害

14) 薛天涵・前掲注12) 159頁。

15) 薛天涵・前掲注12) 159頁。

16) 張新宝＝頼成宇「個人情報保護公益訴訟制度的理解与適用」国家檢察官学院学報5期(2021年)56頁。

17) 張煒達＝呼嘯「大数据時代下個人情報行政公益訴訟制度之建構」西北大学学報(哲学社会科学版)4期(2020年)74頁。

18) 張煒達＝呼嘯・前掲注17) 74頁。

19) 張煒達＝呼嘯・前掲注17) 74頁。

20) 張希平「推進個人情報保護公益訴訟正当其時」人民檢察8期(2021年)76頁。

の主体を確定するのが難しい」²¹⁾ 上、「仮に権利侵害の主体を明らかにできたとしても、情報主体である個人とネットワーク情報企業などの主体との間には大きな地位と能力の差が存在しており、個人が有効な証拠を得ることは難しい」²²⁾。また、このような「証拠収集の困難性」に加えて、「権利保護コストの高さ」も私益訴訟の提起における「難題」であるという²³⁾。

なお、以上の論者らとは若干異なる見解として、張濤は、「デジタル時代における個人情報侵害行為は、その過程において隠蔽性があるだけでなく、結果としても無形性および潜伏性を有するため、現行の立証規則にしたがっても、情報主体の訴えが支持されることは非常に困難である」²⁴⁾ と指摘している。

2 訴訟提起のインセンティブの欠乏

このように、ビッグデータ時代においては、個人が私益訴訟を提起する際に二つの障害が存在するが、学説はさらに、個人情報保護の領域においてはそもそも個人が私益訴訟を提起するインセンティブを欠いていると指摘する。

その一つの理由として、張希平は、私益訴訟の期間の長期化と、これに伴う訴訟コストの増大を指摘している。すなわち、「個人情報の漏洩は収集・保存・転移などの多くの段階と関わっており、具体的にどの段階が情報漏洩を招いているのかを明らかにするには比較的長い過程を要する」²⁵⁾ ため、情報主体にとっては「権利保護の周期が長く、コストが高いといった難題に直面する」²⁶⁾ という。

また、訴訟コストが増大した結果、訴訟により獲得できる賠償よりも、

21) 張希平・前掲注20) 76頁。

22) 張希平・前掲注20) 76頁。

23) 張希平・前掲注20) 76頁。

24) 張濤「個人情報保護の整体性治理：立法、行政与司法的協同」電子政務6期(2023年)90頁。

25) 張希平・前掲注20) 76頁。

26) 張希平・前掲注20) 76頁。

訴訟コストの方が高つくことを指摘する見解もある。牛博文は、「当事者が訴訟を提起する際には、自らその個人情報が侵害された事実を証明する必要があるため、当事者が負担する訴訟コストは獲得しうる経済賠償……よりも遥かに高い」²⁷⁾と指摘する。その結果、「当事者が獲得しうる財産賠償と精神損害の慰謝料は、当事者が支払った権利保護のコストと全く釣り合いの取れるものではない」²⁸⁾ため、「情報主体が私益訴訟ルートを選択して自分の情報権益を守るモチベーションが抑制されてしまう」²⁹⁾という。同じく、張煒達＝呼嘯も、権利主体が「積極的に個人の権益を主張し、最終的に裁判所が侵害を認定する判決を得たとしても、賠償額が実際に受けた損害とかけ離れていることがある」³⁰⁾ため、「権利保護コストと利益が見合わず、個人が司法救済を求めるモチベーションが削がれてしまう」³¹⁾と指摘している。

(二) 公益訴訟による救済の補完

以上のように、ビッグデータ時代においては従来の私益訴訟による救済が不十分であるところ、学説は、公益訴訟がかかる救済の不十分性を補完すると指摘する。

蔣都都＝楊解君は、「ビッグデータ時代において、民事私益訴訟……による個人情報保護の限界が日に日に顕著になっている」³²⁾ところ、「公益訴訟は、ビッグデータ時代において個人情報保護の力量不足を克服する重要な手段となるであろう」³³⁾と指摘する。つまり、「多くのインターネットユーザーはインターネット技術について限定的な認識しか有していな

27) 牛博文「個人情報権益の民事司法救済路径研究」学海 2 期（2022 年）194 頁。

28) 牛博文・前掲注 27) 194 頁。

29) 牛博文・前掲注 27) 195 頁。

30) 張煒達＝呼嘯・前掲注 17) 74 頁。

31) 張煒達＝呼嘯・前掲注 17) 74 頁。

32) 蔣都都＝楊解君「大数据時代の情報公益訴訟探討——以公衆の個人情報保護為聚焦」廣西社会科学 5 期（2019 年）110 頁。

33) 蔣都都＝楊解君・前掲注 32) 107 頁。

い」³⁴⁾ ため、「自分の個人情報がいつ、どこで、どの程度収集・利用されているかを容易に把握することはできない」³⁵⁾。また、「多くの市民は、自分の個人情報が違法に収集・利用されていることに気づいたとしても、インターネット技術は複雑であり、また情報の収集や利用が秘匿性の高い方法で行われることから、個人の力は不十分であり、自己の権利を保護することを諦めて容認してしまう場合が多い」³⁶⁾。このような結果、「個人が自分の情報を制御する権利が形骸化」³⁷⁾ してしまうところ、これを是正する処方箋として、「公益訴訟を通じた個人情報の保護は最善の選択である」³⁸⁾ という。

また、薛天涵は、「個人情報の保護を強化するというニーズに、公益訴訟の生成メカニズムと運用ロジックは適格的である」³⁹⁾ と主張する。すなわち、「認知や技術などに関する個人の能力は弱く、不平等な地位にある」⁴⁰⁾ ため、「伝統的な私益救済の方法は、個人情報が直面する高いリスクを防ぐには十分でなく、より強い紛争解決能力を持つ組織と機関の介入が必要である」⁴¹⁾ という。

同様に、胡天昊も、「私益救済は、強度（力度）や即時性（及時性）とといった方面において限界があることから、立法者は『中華人民共和国個人情報保護法』第70条において、はじめて個人情報保護公益訴訟制度を制定した」⁴²⁾ と指摘する。すなわち、「公益訴訟が介入することで」⁴³⁾、「察知率と権利保護訴訟の提起率の低さゆえ個人情報權益が即時的かつ効果的

34) 蔣都都＝楊解君・前掲注32) 109頁。

35) 蔣都都＝楊解君・前掲注32) 109頁。

36) 蔣都都＝楊解君・前掲注32) 109頁。

37) 蔣都都＝楊解君・前掲注32) 109頁。

38) 蔣都都＝楊解君・前掲注32) 111頁。

39) 薛天涵・前掲注12) 156頁。

40) 薛天涵・前掲注12) 159頁。

41) 薛天涵・前掲注12) 155-156頁。

42) 胡天昊「個人情報保護の公益訴訟化研究」宜賓学院学報 (<https://kns.cnki.net/kcms/detail/51.1630.z.20221229.1339.001.html>)。

43) 胡天昊・前掲注42)。

に保護されないという、現実的な困難を解決することができる」のであり⁴⁴⁾、また「公益訴訟の原告は、証拠収集や訴訟などの方面において、私益訴訟の原告の力不足を補うことができる」⁴⁵⁾という。

最後に、牛博文も、公益訴訟は、「証拠収集が難しく、権利保護コストが高いなどの理由から、私益訴訟を通じて個人情報権益を保護することが困難になっているという状況に対して、司法救済のルートを提供している」⁴⁶⁾と論じている。

(三) 小 括

学説は、ビッグデータ時代においては従来の私益訴訟による救済が不十分であるとし、その理由として、訴訟提起の障害と、訴訟提起のインセンティブの欠乏を挙げている。訴訟提起の障害は、さらに権利侵害の認識不能性と立証の困難性に分けることができる。

三 個人情報保護公益訴訟制度の概要

次に、個情法の規定を確認し、個人情報保護公益訴訟制度の概要を把握する。ここでは、公益訴訟を規定する個情法70条を取り上げ (一)、詳しく解説する (二)～(六)。

(一) 個人情報保護法70条

2021年11月1日に施行された個情法は、70条において、「個人情報処理者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、多数の個人の権益を侵害した場合、人民検察院（以下、「検察院」という）、法定の消費者組織および国家インターネット情報部門が確定した組織は、法に基づき人民法院（以下、「法院」という）に訴訟を提起することができる」⁴⁷⁾と定めている。同

44) 胡天昊・前掲注42)。

45) 胡天昊・前掲注42)。

46) 牛博文・前掲注27) 195頁。

47) 翻訳するにあたっては、松尾剛行「中国の個人情報保護法とデータ運用に

条は、個人情報保護公益訴訟制度を確立したものとされている⁴⁸⁾。

もともと、個情法が施行される以前から、個人情報保護の分野では公益訴訟が提起されており⁴⁹⁾、2021年4月22日にも最高人民検察院（以下、「最高検」という）が11件の典型事例を公開していた⁵⁰⁾。しかし、個情法が成立し、公益訴訟制度が明文化されたことで、個人情報保護の領域における公益訴訟の件数は急速に増加した。2022年には、全国の検察院で立件・処理された個人情報保護公益訴訟事件の件数が6000件以上に達したのである⁵¹⁾。

こうした個情法による公益訴訟制度の明文化の意義は、実務も指摘しているところである。中国最高検第八検察庁の長官である胡衛列は、「個人情報保護法は……公益訴訟条項を設置し、……人民検察院や法定の社会組織などの多くの主体に訴訟資格を与え、個人情報分野における権益の保護に力を入れたほか、個人情報の保護とガバナンスの体系をより厳密かつ完全なものにした」⁵²⁾と評価している。

以上の個情法70条の背景・意義などを踏まえた上で、個情法70条を解説する。

（二）「個人情報処理者が」

「個人情報処理者」とは、「個人情報の処理活動において、処理目的および処理方法を自ら決定する組織または個人」と定義されている（個情法73

関する法制度の論点」情報通信政策研究5巻2号（2022年）I -48頁注44を参考にした。

48) 張新宝＝頼成宇・前掲注16) 55頁を参照。

49) 例えば、2021年1月13日に下された判決（(2020)魯0881刑初15号）において、法院は検察院が提起した附帯民事公益訴訟の請求を認めている。

50) 「中華人民共和國最高人民検察院ホームページ」(https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/dxal/202104/t20210422_517106.shtml)（最終閲覧日：2024年8月11日）。

51) 「中華人民共和國最高人民検察院ホームページ」(https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202303/t20230330_609756.shtml#1)（最終閲覧日：2024年3月10日）。

52) 2021年9月27日付検察日報3版1頁。

条1項)。したがって、組織か個人かを問わず、個人情報の収集・処理・利用を行うすべての主体が「個人情報処理者」に該当する⁵³⁾。

(三) 「本法の規定に違反して個人情報进行处理し」

1 「本法の規定に違反して」

「本法」とは、個情法である⁵⁴⁾。『サイバーセキュリティ法』や『電子商取引法』、『消費者權益保護法』、『未成年者權益保護法』などの法律にも個人情報の違法処理に関する規定があるが、これらの違法処理行為はすべて個人情報保護法の関連規定に吸収されているため、ほかの法律を確認する必要はない⁵⁵⁾。

2 「個人情報」

「個人情報」とは、「電子またはほかの方法で記録された、すでに識別されたまたは識別可能な自然人に関する各種情報であり、匿名化処理後の情報は含まない」(個情法4条1項)。

3 「処理し」

「処理」とは、「個人情報の収集、保存、利用、加工、転送、提供、公開、削除など」を指す(個情法4条2項)。

(四) 「多数の個人の權益を侵害した場合」

1 「多数の」

「多数の」に関する具体的な基準は、個情法70条には定められていない。この点、学説には、消費者保護公益訴訟を参考にすべきとする見解がある⁵⁶⁾。

個人情報保護公益訴訟と同様に、消費者權益保護公益訴訟に関する法律

53) 孫彦・前掲注7) 8頁を参照。

54) 張新宝＝頼成宇・前掲注16) 58頁。

55) 張新宝＝頼成宇・前掲注16) 58頁。

56) 張新宝＝頼成宇・前掲注16) 61頁を参照。

も「多数の消費者権益」について明確に規定していないが⁵⁷⁾、法院は「多数の消費者権益」の侵害を認定する際に、「多数」の具体的な人数の基準を明確に定めることなく、実際に被害を受けた人数やその潜在的可能性がある人数などを総合的に考慮している。例えば、とある者が、偽のブランド品であることを知りながら値段を釣り上げて白酒を販売していた行為に対し、安徽省消費者協会が消費者権益保護公益訴訟を提起した事案において、法院は「問題のある酒を購入した人数は9人であるが、これらの消費者は宴会目的で酒を使用しており、問題のある酒を消費したのは購入者だけでなく飲用者も含むため、購入者および飲用者の両方が消費者と見なされる」とし、「このため、被告の行為はすでに多数の消費者権益を侵害している」⁵⁸⁾と判断した。

2 「個人の権益を」

「個人の権益」とは、情報権益である⁵⁹⁾。情報権益には、①知る権利・決定権と (1)、②各種請求権がある (2)。

(1) 知る権利・決定権

個情法44条は、「個人情報処理に対する個人の知る権利と決定権を享有し、他人がその個人情報処理することを制限または拒否する権利を有する」⁶⁰⁾と定め、知る権利・決定権を保障する。知る権利・決定権は、個

57) 中華人民共和国消費者権益保護法47条：「多数の消費者の合法的な権益を侵害する行為に対して、中国消費者協会および省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は、人民法院に訴訟を提起することができる。」(翻訳するにあたっては、白出博之「中国消費者権益保護法の改正決定について」ICD NEWS 58号(2014年)56頁を参考にした。)

58) (2021)皖11民終20号民事判決書。

59) 学説の通説は、「個人の権益」を「個人の情報権益」として説明している(張新宝＝頼成宇・前掲注16)59頁、牛博文・前掲注27)194頁、張陳果「個人情報保護：行政与民事公益訴訟相結合的回復性踐行」上海交通大学学报(哲学社会科学版)32卷161期(2024年)124頁)。

60) 翻訳するにあたっては、孫彦・前掲注7)235頁以下、個人情報保護委員会「中華人民共和国個人情報保護法 仮日本語訳」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/china_pipl_provisional-ja.pdf)を参考にした。以下のそのほかの個情法の規定に

情法における個人情報権益の核心であり⁶¹⁾、その意義は、「個人に対する情報処理について知る権利と決定権を付与することで、個人がある可能性に直面したときに決定の自由を享有し、その決定にしたがって行動することができる」⁶²⁾ ことにありと説明されている。個情法44条の文言からすれば、「他人がその個人情報を処理すること」を知り、これを「制限または拒否する」ことが、知る権利・決定権の内実であろう⁶³⁾。言い換えれば、知る権利・決定権とは、「個人情報処理者が情報主体の同意を得ずに個人情報を処理すること、またはそのほかの法的根拠がない場合に個人情報を処理することを禁止する権利」⁶⁴⁾ であるといつてよい。

(2) 請求権

個情法45条1項は、「個人は、個人情報処理者からその個人情報を閲覧し、複製する権利を有する」と定め、閲覧権と複製権を保障する。同46条は、「個人は、その個人情報が不正確または不完全であることを発見した場合、個人情報処理者に対し、是正、補充を求める権利を有する」と定め、訂正権を保障する。同47条1項は、「以下に掲げる事由のいずれか一つに該当する場合、個人情報処理者は自発的に個人情報を削除しなければならない。個人情報処理者が削除しない場合、個人は削除を要求する権利を有する」と定め、削除権を保障する。

についても同様。

61) 程嘯「論個人情報権益」華東政法大学学报1期(2023年)14頁。

62) 江必新=李占国主編『中華人民共和國個人情報保護法 条文解説と法律適用』(中国法制出版社、2021年)330頁〔曾憲未執筆箇所〕。

63) 個情法44条(制限・拒否)と個情法13条(同意)を結びつけ、両者を「自己決定」として理解すべきとする主張もある。例えば、張新宝は、「情報処理者が個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合、個人は情報処理者がその個人情報を処理することに対して同意または拒否する権利を有し、それによって個人情報に対する支配力を持つ」と述べ、「このことは、個人の自己決定に対する尊重と維持を体現した」と論じている(張新宝「論個人情報権益の構造」中外法学5期(2021年)1157頁)。

64) 程嘯「論個人数据經濟利益的帰属与法律保護」中国法学3期(2024年)51頁。

3 「侵害した場合」

(1) 知る権利・決定権に対する侵害

個情法13条1項1号は、「個人の同意を得ている場合」に、「個人情報処理者は個人情報を処理することができる」と定めている。また、同2号から7号は、個人の同意なく個人情報を処理できる場合を定めている⁶⁵⁾。

このことからすると、知る権利・決定権に対する侵害には、2種類あるようである。一つは、個人の同意なき情報処理である。つまり、「情報処理者が個人情報処理行為について、情報主体に告知し同意を得ることなく、または法律・規定で同意が不要であると規定されている場合でもないのに、個人情報を収集、保存、加工、利用するなどの処理活動を行う」⁶⁶⁾ことは、「自然人が享有している知る権利や決定権に対する侵害である」⁶⁷⁾。

もう一つは、個情法上の諸原則に違反した情報処理であろう。個情法は、「合法・正当・必要および信義誠実原則」(5条)⁶⁸⁾や「目的原則」(6条)⁶⁹⁾、

65) 個情法13条1項2号～7号：「(2) 個人が当事者の一方となる契約の締結または履行に必要な場合または法に基づき労働規則や制度の制定ならびに法に基づき集団契約の締結が人的資源管理に必要な場合。(3) 法定の職責または法定の義務の履行に必要な場合。(4) 突発的な公衆衛生上の事件に対応するため、または緊急状況下において自然人の生命、健康および財産の安全を保護するために必要な場合。(5) 公共の利益のためのメディア報道、世論監督などの行為を実施して、合理的範囲内で個人情報を処理する場合。(6) 本法の規定に基づき、合理的な範囲内に、個人が自ら公開しており、またはそのほか既に合法的に公開されている個人情報を処理する場合。(7) 法律または行政法規が規定するそのほかの事由に該当する場合。本法のそのほかの関連規定に基づき、個人情報の処理には個人の同意を得なければならない。ただし、前項第2号から第7号までに規定する事由に該当する場合、個人の同意を得る必要はない。」

66) 程嘯・前掲注61) 18頁。

67) 程嘯・前掲注61) 19頁。

68) 個情法5条：「個人情報の処理は、合法・正当・必要および信義誠実の原則を遵守するものとし、誤認させること、欺くことまたは脅迫することなどの方法を通じて、個人情報を処理してはならない。」

69) 個情法6条：「個人情報の処理は、明確かつ合理的な目的を備えなければならない、かつ処理の目的と直接関連があるものに処理を限定し、個人の權益に対する影響が最小とする方法を採用しなければならない。個人情報の収集は、処理の目的を実現するのに最小限の範囲に限定されるものとし、過度に収集して

「公開透明原則」(7条)⁷⁰⁾などの諸原則を規定しているところ、法院は、「合法・正当・必要などの原則に違反」した情報処理が「個人情報権益を侵害する行為」であるとしている⁷¹⁾。

(2) 請求権に対する侵害

一方、請求権に対する侵害とは、「個人情報処理者が正当な理由なく、情報主体からの削除・閲覧・訂正などの請求権の行使請求を拒否または無視する」⁷²⁾ことである。

(五) 「人民検察院、法定の消費者組織および国家インターネット情報部門が確定した組織は」

1 「人民検察院」

「人民検察院」とは、「検察権を行使することによって、犯罪の訴追や国家の安全と社会秩序の維持、個人および組織の合法的権益の保護」などの職責を担う(中華人民共和国検察院組織法2条2項)、「国家法律監督機関」である(中華人民共和国憲法134条)。

2 「法定の消費者組織」

「法定の消費者組織」とは、中国消費者権利保護法47条⁷³⁾の定める消費者組織である。同条は、「中国消費者協会および省、自治区、直轄市に設立された消費者協会」に公益訴訟の原告適格を付与している。2021年6

はならない。」

70) 個人情報法7条:「個人情報の処理は、公開および透明の原則を遵守するものとし、個人情報の処理に関する規則を公開し、処理の目的、方法および範囲を明示しなければならない。」

71) 例えば、(2023)粵01民終30936号判決書では、二審法院は「会社が個人情報を利用する行為について、張氏の同意を得ておらず、また法律の規定による同意が不要な状況でもなく、正当・必要原則に違反しており、張氏の個人情報権益に対する侵害が認められる」としている。同じく、(2022)粵0192民初20966号判決書でも、「会社側の行為は合法・正当・必要などの原則に違反しており、麦海波の個人情報権益を侵害する行為として認められる」としている。

72) 程嘯・前掲注61)18頁。

73) 消費者保護法47条については、注57)を参照。

月時点までに、計31の消費者組織が中国の各省や自治区、直轄市に設立されている。したがって、中国消費者協会を含めれば、計32の消費者協会が原告適格を有していることになる⁷⁴⁾。

とはいえ、現時点（2024年8月）において、実際に消費者組織が原告として提起した公益訴訟の件数は極めて少ない。個人情報保護の領域において、消費者組織が個人情報保護公益訴訟を提起した事例は3件⁷⁵⁾ だけである。

このような状況の背景として、一方では「社会組織が公益訴訟を提起する能力やモチベーションのいずれにも限りがある」⁷⁶⁾ ことが、他方では消費者組織の「原告資格に対する制限があまりにも厳格である」⁷⁷⁾ ことが指摘されている。このような状況にもかかわらず、「公益訴訟制度を活性化させるため」⁷⁸⁾ として、立法府は社会組織の原告適格の条件を緩和するのではなく、「公益訴訟の訴権を検察院に付与した」⁷⁹⁾。

3 「国家インターネット情報部門が確定した組織」

「国家インターネット情報部門」は、2011年5月に設立された「中華人

74) 「中華人民共和国消費者協会ホームページ」(<https://www.cca.org.cn/index>) (最終閲覧日：2024年6月21日)。

75) 2024年8月8日時点までに、消費者組織による個人情報保護公益訴訟として、以下の3例が確認されている。① (2018) 蘇01民初1号民事裁定書は、江蘇省の消費者權益保護委員会が北京百度网讯科技有限公司に対して訴訟を提起した事案であり、最終的に消費者權益保護委員会が訴訟を取り下げた。②広東省の消費者委員会が江門市蓬江区的とあるインテリアデザイン会社などを訴えた事案において、法院は消費者委員会の請求を認めた ((2021) 粵07民初38号民事判決書、(2021) 粵07民初39号民事判決書、(2021) 粵07民初40号民事判決書)。③また、2024年5月29日に湖北省の消費者委員会は李氏など4名に対して個人情報保護民事公益訴訟を提起し、武漢市中級人民法院に受理された (<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1801009702008941386&wfr=spider&for=pc>)。

76) 吳俊「非訴訟化構造与治理性理念：公益訴訟的中国模式」蘇州大学学报（哲学社会科学版）3期（2024年）101頁。

77) 張陳果・前掲注59) 127頁。

78) 吳俊・前掲注76) 101頁。

79) 吳俊・前掲注76) 101頁。

民共和国国家インターネット情報弁公室」である⁸⁰⁾。当該部門は、「インターネット情報の伝播方針や政策の実施、インターネット情報の法整備の促進、およびインターネット情報コンテンツの管理の強化を担い、関連部署の指導、調整、監督任務や違法ウェブサイトの取り締まりを実施している」⁸¹⁾。また、行政機関と連携し、「個人情報保護職務の推進を管理する」責務も担っている（個情法62条⁸²⁾）。

現時点（2024年8月）において、「国家インターネット情報部門」が「確定した組織」は存在せず、また「確定」の際の判断基準も示されていない。この点、孫彦は、「特定の機関名などは明記されておらず詳細は不明瞭であるため、今後の立法を注視する必要がある」と指摘している⁸³⁾。

（六）「法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる」

1 「法に基づき」

「法に基づき」とは、国家機関が「『成文法』に基づき解釈すべきこと」⁸⁴⁾、また必要に応じて「自ら関連する法規範の内容を探し求めるべき」⁸⁵⁾ことを意味する。したがって、個人情報保護公益訴訟は公益訴訟の一類型であ

80) 「中華人民共和国国家インターネット情報弁公室ホームページ」(<https://www.cac.gov.cn/>)（最終閲覧日：2024年6月21日）。

81) 「国家インターネット情報弁公室ウェブサイト」(https://www.cac.gov.cn/2014-08/01/c_1111903999.htm)（最終閲覧日：2024年8月10日）。

82) 個情法62条：「国家インターネット情報部門は、関係部門を統括して協調させ、本法に基づき以下に掲げる個人情報保護職務を推進する。（一）個人情報保護の具体的な規則、基準を制定すること。（二）小規模な個人情報処理者、センシティブ個人情報の処理および顔識別、人工知能などの新しい技術ならびに新しいアプリケーションを対象に、専門的な個人情報保護規則および基準を制定すること。（三）安全で便利な電子身分認証技術の研究開発および応用の普及を支援し、インターネットにおける公的個人認証役務の構築を推進すること。（四）個人情報に関する社会的保護システムの構築を推進し、関係機構が個人情報保護評価及び認証役務を展開することを支援すること。（五）個人情報保護に関する苦情の申立ておよび通報業務のメカニズムを完備すること。」

83) 孫彦・前掲注7) 186頁。

84) 李昶「論『民法典』中の“依法”」法学家3期（2023年）77頁。

85) 李昶・前掲注84) 77頁。

るため、個情法が明確に規定していない事項については、公益訴訟を規定したほかの法律を参照し、適用することとなる。具体的には、個人情報保護公益訴訟においても、『民事訴訟法』、『行政訴訟法』、『民事訴訟法解釈』、および『檢察公益訴訟事件に適用する法律の若干問題に関する解釈』（以下、「檢察公益解釈」という）といった、法律や司法解釈⁸⁶⁾上の公益訴訟に関する共通の規定が遵守されなければならない⁸⁷⁾とされている。

2 「人民法院に」

「人民法院」とは、「国家裁判機關」である（中華人民共和國憲法128条）。

3 「訴訟を提起することができる」

「訴訟」は公益訴訟であるが、個情法70条はその具体的な類型を定めていない。したがって、個人情報保護公益訴訟の具体的な類型については、「法に基づき」の文言が示す通り、公益訴訟制度を定めたほかの訴訟法や司法解釈などを参照することになる。この点、民事訴訟法58条2項⁸⁸⁾と

86) 司法解釈とは、「[法律効力]があるとされ」、「重要な法源として」、「最高人民法院と最高人民檢察院が発する」「文書」である。「司法解釈の形式としては、[解釈]（特定の法律、事件類型、問題についての法運用につき解釈を示したもの）、[規定]（立法の精神にもとづき一般的に規則、意見を制定するもの）、[規則]（法院の裁判、執行活動を規律する規範）、[批復]（高級人民法院、軍事法院からの照会に対する回答）、[決定]（司法解釈を改正、廃止する際に用いる形式）がある」。（高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則＝徐行『現代中国法入門（第9版）』（有斐閣、2022年）123頁〔鈴木賢執筆箇所〕）

87) 江必新＝李占国主編・前掲注62) 541頁〔韓聖超執筆箇所〕。なお、檢察公益解釈の訳は前掲注86) 313頁〔宇田川幸則執筆箇所〕を参考にした。

88) 中華人民共和國民事訴訟法58条2項：「人民檢察院は、職責を行使する際に、生態環境の破壊や資源保護、食品・医薬品の安全などの分野において、多数の消費者の合法的權益を侵害するなど社会公共利益を損なう行為を発見した場合、前項に規定された機關および組織が存在しない場合、またはそれらが訴訟を提起しない場合には、人民法院に対して訴訟を提起することができる。前項に規定する機關や組織が訴訟を提起した場合は、人民檢察院がその訴訟提起を支持することができる。」（翻訳するにあたっては、劉芸＝石龍潭「中国における『檢察公益訴訟』」東アジア研究18号（2020年）317頁を参考にした。）

検察公益解釈20条1項⁸⁹⁾は「民事公益訴訟」と「刑事附帯民事公益訴訟」を、また行政訴訟法25条4項⁹⁰⁾は「行政公益訴訟」を定めていることから、個人情報保護公益訴訟についても「民事公益訴訟」、「刑事附帯民事公益訴訟」、および「行政公益訴訟」の3種類があるものと考えられる。また、「行政公益訴訟」については「検察建議」⁹¹⁾という訴訟前手続が設けられている（行政訴訟法25条4項）。

なお、「提起することができる」の文言が示す通り、個情法70条は原告が公益訴訟の提起に関する裁量権を有することを認めている。

(七) 小 括

以上、個情法上の規定を確認し、個人情報保護公益訴訟制度の概要を確認した。個情法70条によると、個人情報を処理するあらゆる組織または個人が、個情法の規定に違反して個人情報を処理し、多数の個人の情報権益（知る権利・決定権、閲覧・削除などの請求権）を侵害した場合、検察院や中国消費者協会、各省や自治区、直轄市に設立された消費者協会、および国家インターネット情報部門が確定した組織は、法院に個人情報保護公益訴訟（ほかの法律などを参照すれば、民事公益訴訟、刑事附帯民事公益訴訟、およ

89) 検察による公益訴訟事件における法律適用の若干問題に関する解釈20条1項：「人民検察院は、生態環境の破壊や資源保護、食品・医薬品の安全などの分野において、多数の消費者の合法的権益を侵害するなど社会公共利益を損なう犯罪行為に対して刑事公訴を提起する場合、民事公益訴訟を付属的提起することができる。」

90) 中華人民共和國行政訴訟法25条4項：「人民検察院は、職責を行使する際に、生態環境・資源保護、食品・医薬品の安全、国有財産の保護、国有土地使用権の払下げなどの分野において監督管理責務を有する行政機関が違法に職権を行使し、または職権を行使しないことにより、国家利益または社会公共利益が侵害を受けたことを発見した場合に、行政機関に対して検察建議を発し、法に基づき職責を履行するように促さなければならない。行政機関が法に基づき職責を履行しない場合、人民検察院は法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。」（翻訳するにあたっては、劉芸＝石龍潭・前掲注88）317頁を参考にした。）

91) 「検察建議とは、検察機関が行政機関に対し違法行為の是正を求めて行われる勧告である」（劉芸＝石龍潭・前掲注88）332頁注3）。

び行政公益訴訟であろう)を提起することができる。

もっとも、個情法70条は、侵害された情報権益が多数であることの基準や、検察院がどのような訴訟をどのように提起するかを定めていない。これらは、制度の運用に委ねられているといえよう。

四 個人情報保護公益訴訟制度の運用実態

そこで、最後に、2023年3月30日に公表された8件の典型事例を紹介し(一)、個人情報保護公益訴訟制度の運用実態を検討する(二)。

(一) 典型事例の紹介

典型事例とは、最高検が選定した公益訴訟の代表的な事例である。典型事例の意義について、最高検第八検察庁の担当者は、「公表された事例は、公益訴訟の実務における一連の典型的かつ普遍的な問題について、指針となる法律の認定基準を示している」⁹²⁾と説明している。

以下で紹介する8件の事例は、中国最高検が2023年3月30日にそのホームページ⁹³⁾上で掲載したすべての事案である⁹⁴⁾。すでに述べたように、中国最高検は2021年4月22日にも個人情報保護公益訴訟に関する典型事例を公表したが⁹⁵⁾、個情法の施行後に最高検が公表したものは、2023年3月30日のものがはじめてとなる。なお、「公益訴訟」の語が用いられているとはいえ、全ての事例において実際に訴訟が提起されたわけではないことに注意されたい。

92) 「最高検発布検察公益訴訟起訴典型案例」

中華人民共和國最高檢察院ホームページ (https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202109/t20210915_529543.shtml#1) (最終閲覧日：2024年7月30日)。

93) 「個人情報保護検察公益訴訟典型案例」

中華人民共和國最高檢察院ホームページ (https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202303/t20230330_609756.shtml#2) (最終閲覧日：2024年7月10日)。

94) 邦語での紹介として、熊琳「中国の個人情報保護に関する公益訴訟についての最新動向」時事速報228号(2023年)7-8頁。

95) 注50)を参照。

以下、8件の典型事例の事件の概要と「典型意義」を抜粋し、紹介する。

1 事例一 消費者の個人情報保護に関する行政公益訴訟事件（江蘇省無錫市新呉区人民検察院）

（1）事件の概要

江蘇省無錫市新呉区のとあるジムは、顔認証や指紋認証などの機能を備えた情報管理システムを導入し、ジムの会員に対して入場時に顔認証または指紋認証を強制していた。一部の会員らが顔情報の収集と認証を明確に拒否したところ、ジムは無断で、会員らが会員証を申請する時に提供した顔写真を顔認証システムに保存した。また、会員らが顔写真などの情報の削除を求めたところ、ジムはシステムの管理者権限がないことを理由に、情報の削除を拒否した。

そこで、ボランティア団体「益心為公」は、このジムによる消費者個人情報侵害行為について検察院に報告した。調査の結果、検察院は、「消費者の顔情報や指紋情報などの情報は生体識別情報であり、事件に関わるサービス場所は公共の場であるが、公共の安全を維持するために必要な場合ではない」とし、それゆえ「消費者の同意を得ずに、消費者の個人情報を強制的に収集し、暗号化せずに転送し、違法に保存し、またセンシティブ個人情報を定期的に削除しなかったという行為は、多くの消費者の合法的な権益を損害した」と判断した。かかる判断に基づき、検察院は新呉区市場监督管理局に対して検察建議を発した。

新呉区市場监督管理局は検察建議を受け、ジムに対して入場方法の変更やセキュリティ措置の設置、および保存した消費者の個人情報の定期的な削除を命じた。

（2）典型意義

「ジムやスーパーなどの公共サービスの場所の収集する情報の量は多く、範囲は広い」ため、「監督管理が不十分な場合、多数の消費者の人身や財産の安全に深刻な危害を及ぼす可能性がある」。「本件において、検察機関は公益訴訟における検察職責を積極的に発揮し」、「訴訟前検察建議を発し」「市民の個人情報保護に関する証拠の発見、事件の調査、証拠の収集、

損害の認定などの難題を解決し」、「個人情報の全面的な保護を促進した」。

2 事例二 個人生体認証情報の保護に関する行政公益訴訟事件（湖南省長沙市望城区人民検察院）

(1) 事件の概要

湖南省長沙市望城区衛生健康管理局は、デジタルクリニックの構築を推進するため、望城区管内の17箇所の医療衛生センターに対して、デジタルシステムを使用して電子版のワクチン接種告知書を市民に送付するように命じた。かかる接種告知書は、市民がその「同意」ボタンをクリックすると、自動的に市民の指紋情報や顔情報を収集し、システムに保存する仕組みとなっていた。このようなシステムを通じて、2022年3月11日時点で83万件以上の指紋や顔画像などの個人情報が収集・保存されていた。

これについて、湖南省長沙市望城区検察院は、「自分や子供の指紋、顔情報などの生体認証情報が医療衛生センターによって過剰に収集されており、漏洩するリスクがある」との市民からの苦情を受けた。「望城区検察院は、初期調査の結果、これが事実であることを確認し、2022年3月19日と5月16日にそれぞれ望城区衛生健康管理局および長沙市公安局に対して立案・調査を行った」。「望城区検察院は現場検証、第三者機関への委託によるデジタルシステムの安全検査、関連する書類やデジタルデータの取得、関係者への聞き取り、専門家への相談などの方法を通じて調査および証拠収集を進めた」。調査の結果、検察院は、「望城区の17箇所の医療衛生センターは個人情報処理の合法、正当、必要および信義誠実原則に違反しており、サービスの対象となる者の指紋や顔などの個人生体認証情報を過剰に収集していた」ほか、「インターネット安全等級保護制度の要求も実施していなかった」とし、また「望城区衛生健康局と公安局は、これらの医療衛生センターによるセンシティブ個人情報の収集や処理に対して、監督管理責任を果たしていなかった」と判断した。それゆえ、検察院は、衛生健康管理局と公安局に対して検察建議を発した。

検察建議を受け、衛生健康管理局と公安局は医療衛生センターに対して、デジタルシステムを用いた生体認証情報の収集の停止と、収集した市民の

個人情報の削除を命じた。これを受けて、医療衛生センターは、セキュリティシステムもアップデートした。

(2) 典型意義

「檢察機関」は、「事件の処理を通じて個人情報処理の合法・正当・必要および信義誠実原則を具体化し」、「関連する法制度が事件の処理において効果を発揮するように推進する」。

3 事例三 G企業による公民の個人情報の侵害に関する民事公益訴訟事件（浙江省湖州市人民檢察院）

(1) 事件の概要

G国有企業の所有するA観光地は、観光客が入場する際に顔認証システムを使用し、観光客の顔情報を収集していた。しかし、情報収集時に本来果たすべき告知義務を履行せず、観光客に対して顔情報の提供を強要していたほか、収集した顔情報を定期的に削除する義務も怠っていた。

このようなA観光地の行為について、とあるボランティアが檢察院に報告した。檢察院は、調査の結果、檢察院は、A観光地が「顔情報を収集することの必要性や、収集した顔情報のその後の処理について説明をしておらず、また観光客の顔情報の保存や利用に関する具体的な規範も欠いていた」と判断した。それゆえ、檢察院は、G企業に対して檢察建議を発した。

G企業は、檢察建議を受けて、A観光地に対し、保存した計120万件余の観光客の個人情報を完全に削除することと、顔情報の保存や利用に関する具体的な規範を整備することを命じた。A観光地は、顔情報の収集に関する説明を記した看板を入口に設置し、また顔認証による入場に加えて、チケットによる入場なども可能とした。さらに、顔認証による入場を選択した観光客については、収集した顔情報を観光終了後にシステムから自動的に削除する設定を行った。

(2) 典型意義

「檢察機関」は、「観光地が違法に観光客の顔情報を収集する事態」に対して、「社会公衆からの監督を活用し、行政機関に対する監督の強化を促し」、「個人情報保護の相乗効果を推進した」。

4 事例四 個人医療健康情報の保護に関する行政公益訴訟事件（江西省宜春市人民檢察院）

（1）事件の概要

2021年から、江西省宜春市において、複数の保険代理店が市の五つの総合病院と協定を結び、これらの病院で関連保険製品を販売していた。一部の保険代理店の業務員は手術意外保険などの保険を販売するため、提携病院を通じて大量の患者の氏名や手術の種類、電話番号などの医療健康情報を違法に取得し、患者に保険販売を勧誘していた。

2022年2月、江西省宜春市檢察院は、「家族が入院手続きを終えた直後に、保険代理店の業務員が保険を売り込んできた」とする旨の市民からの告発を受けた。「宜春市檢察院は立案・処理を行い、徹底的な調査と検証を進めた。第一に、医療健康情報の流出源を明らかにするため、宜春市中心部の各総合病院を訪問し、病院と保険代理店が締結した協定の状況を把握しつつ、また、保険代理店の営業担当者が、病院の手術科のナースステーションで患者の紙面のカルテを調べたり、カルテ管理システムにログインしたりして、大量な患者の医療健康情報（患者の名前、身分証番号、連絡先、手術の種類など）を違法に取得した状況について初歩的に確認した。第二に、ビッグデータの比較分析を通じて、保険代理店の営業担当者が使っていた携帯電話の通話記録と患者の入院手続きの時間が一致していることが判明した。さらに、通話の順番から、患者が入院手続きを行った直後に保険代理店の営業担当者から電話を受けていることが確認され、患者の個人情報が漏洩している事実がさらに裏付けられた」。このような調査の結果、檢察院は、「医療健康などの情報はセンシティブ個人情報に属し、本人同意や法律による授權がない限り、病院が保険代理店に患者の医療健康情報を提供し、患者の個人情報を公開する範囲や目的、用途を変更することは、法律の規定に基づく合理的な処理ではない」と判断した。かかる判断に基づき、檢察院は宜春市衛生健康委員会に対して檢察建議を発した。

宜春市衛生健康委員会は檢察建議を受け、「患者の医療健康情報に関する第三者保険業務の秘密保持規定」を制定し、五つの関連病院に対して「期限内に情報漏洩の抜け穴をふさぐ」ように指導した。

(2) 典型意義

「本件において、医療機構は法律に定める合法・正当・必要および信義誠実原則に違反し、患者の同意を得ずに保険代理機構に患者の個人情報を提供し、個人情報の安全や合法的權益を深刻に侵害した」。これについて、「檢察機関」は、「法に基づき檢察建議を発し」、行政機關の職責履行を促し、「医療健康情報の保護メカニズムを改善した」。

5 事例五 張A氏等を訴えた個人情報の侵害に対する刑事附帯民事公益訴訟事件（宁夏回族自治区青銅峽人民檢察院）

(1) 事件の概要

青銅峽市檢察院は、調査結果によって、張A氏らが情報ネットワークを不法に利用し、詐欺などの手段を用いて市民の同意を得ずに個人情報を収集したのちに、これらを転売することで違法所得を取得し、多くの市民の個人情報を侵害したとして、檢察院は張A氏らを情報ネットワーク違法利用罪で起訴するとともに、付屬的に個人情報保護民事公益訴訟を提起した。

檢察院は、張A氏らに対して刑事責任を問うとともに、違法に取得した市民の個人情報の削除と、個人情報の収集のために作成されたWeChatグループの解散と削除に加え、違法所得（739581.08人民元）の全額を公益損害賠償金として支払うことと、国家レベルのメディアを通じて社会に謝罪することも要求した。

(2) 典型意義

「本件において、檢察機関は……刑事附帯民事公益訴訟を提起し、違法行為をした者に対して刑事と民事の二重の責任を追及し、違法所得を追納させるとともに民事公益損害賠償金を負担させ、市民の個人情報を違法に取得や使用した行為を処罰し、抑止した」。

6 事例六 張B氏を訴えた個人情報の侵害に対する刑事附帯民事公益訴訟事件（上海市浦東新区人民檢察院）

(1) 事件の概要

張B氏は、ネットワーク技術手段を利用して、とあるソフトウェア会社

の情報システムに侵入し、システム内に保存されていた6万件以上の顧客注文情報を違法に取得した。顧客注文情報には、消費者の氏名や携帯電話番号、住所、および取引履歴などが含まれていた。その後、張B氏はこれらの個人情報を第三者に転売し、38760人民元の違法所得を取得した。

浦東区検察院は、張B氏を公民個人情報侵害罪で起訴するとともに、付属的に個人情報保護民事公益訴訟を提起した。その際、張B氏に対して、国家レベルのメディアを通じて市民の個人情報を侵害したことに対する謝罪を公開し、収集した個人情報を削除するほか、38760人民元の違法所得を公益損害賠償金として支払うことを求めた。

浦東区法院は、「張B氏の窃盗と転売行為が多くの消費者に人身・財産損失のリスクをもたらし、個人情報保護の秩序を破壊した」と認定した上で、「公益損害賠償金の適用は……違法行為を懲罰し、同様の行為を予防する役割を果たす」との判断から、検察院の請求を支持した。

(2) 典型意義

「検察機関は刑事附帯民事公益訴訟を提起する際に」、「侵害の停止、データの削除、損失の賠償などの訴えの請求を同時に提起することができる」。

7 事例七 付氏等を訴えた個人情報の侵害に対する刑事附帯民事公益訴訟事件（広東省深圳市宝安区人民検察院）

(1) 事件の概要

とある宅配会社の営業拠点担当者と倉庫管理者である付氏ら8名は、職務の便宜を利用して、宅配サービスを利用した市民の個人情報を転売していた。

広東省深圳市宝安区検察院は、この行為を発見したため、付氏らを公民個人情報侵害罪で起訴するとともに、付属的に個人情報保護民事公益訴訟を提起し、公益損害賠償金の支払いを要求した。また、検察院は宅配会社に対して検察建議を発し、事件に関連する個人情報の管理について改善策を提案した。

(2) 典型意義

「宅配業界は大量な市民の個人生活情報を把握し、ビッグデータ分析を

通じて市民の購買習慣や消費水準、生活の経緯を正確に分析する一方で、詐欺や不正競争などの違法行為を助長する可能性もある」。「本件において、検察機関は、刑事附带民事公益訴訟を通じて、権利侵害のコストを増加させ、違法犯罪を抑止すると同時に、社会ガバナンスに関する検察建議を発することで、『事後の懲罰（後端懲治）』から『全プロセスのリスク管理』への転換を図ることに力を入れた」。

8 事例八 政務公開に関する規範を促す個人情報保護に関する行政公益訴訟事件（遼寧省沈陽市大東区人民検察院）

（1）事件の概要

「沈陽市住宅保障ネットワーク」は、2013年から2022年に至るまでの間、社会保障住宅（保障房）の申請者に関する情報をネットワーク上で公開していた。その中には、申請者の氏名や身分証番号、戸籍所在地、世帯状況、一人当たりの建築面積、および月収といった、多岐にわたる個人情報が含まれていた。公開された個人情報の件数は8.7万件以上に達し、匿名化処理は一切行われていなかった。

これについて、市民からの報告を受けた沈陽市大東区検察院は、調査の結果、「沈陽市保障房行政主管部門が情報公開時に匿名化処理を行っていなかったため、8.7万件以上の個人情報が深刻な漏洩リスクにさらされていた」と判断し、沈陽市保障房行政主管部門に対して検察建議を発した。

検察建議を受けて、沈陽市保障房行政主管部門は、開示していた市民の個人情報に対して匿名化処理を実施した。

（2）典型意義

「本件において、検察機関は、政務公開活動と市民の個人情報保護のバランスに関する有益な試みを行った」。また、「検察建議を通じて行政機関の自発的な作為を促し……市民の個人情報の安全に配慮しつつ」、「行政機関の業務手続き全般の公正性や公平性および公開性を確保した」。

（二）典型事例の検討

以上の8件の典型事例から、個人情報保護公益訴訟制度の運用実態を検

討する。すでに三で示したとおり、ここでは個情法70条における「多数」の基準と(1)、「訴訟を提起することができる」の2点について検討する(2)。

1 「多数」の基準に関する検討

典型事例を分析すると、「多数」に関する判断基準は、刑事附带民事公益訴訟に関する典型事例と(1)、行政・民事公益訴訟に関する典型事例とは異なっていることがわかる(2)。

(1) 刑事附带民事公益訴訟に関する典型事例

刑事附带民事公益訴訟に関する典型事例では、検察院は、「多数」を判断する際に、情報の件数と違法所得の金額を考慮しているようである。事例六では、6万件以上の顧客注文情報の転売と38760人民元の違法所得の獲得が問題とされ、また事例五でも、739581.08人民元の違法所得の獲得と「多くの市民の個人情報侵害した」ことが問題とされた。しかし、その件数や違法所得の金額に関する具体的な基準を導出ことは困難である。

(2) 行政・民事公益訴訟に関する典型事例

他方で、行政・民事公益訴訟に関する典型事例では、検察院は、「多数」を判断する際に、情報の件数を考慮しているようである。もっとも、その「多数」の具体的な基準を導出することは困難である。

行政公益訴訟から確認すると、まず、事例一の典型意義は、「ジムやスーパーなどの公共サービスの場所の収集する情報の量は多く、範囲は広い」ため、「検察機関は公益訴訟における検察職責を積極的に発揮」すべきだとしていた。次に、事例二では、17箇所の医療衛生センターが83万件以上の指紋や顔画像などの個人情報を収集・保存していたことが問題とされ、また事例四では、五つの総合病院と協定を結んでいた複数の保険代理店が大量の患者の医療健康情報を取得などしていたことが問題とされた。さらに、事例八では、住宅保障ネットワークが8.7万件以上の申請者の個人情報を匿名化せずにネット上で公開していた行為が咎められた。

同様に、民事公益訴訟においても、事例三では、観光地が計120万件以上の個人情報を収集などしていたことが問題とされ、検察院はこれらの情

報を完全に削除することを求める検察建議を発した。

以上からわかるように、違法に処理されていた個人情報の件数は、8.7万件から120万件までと幅があり、「多数」に関する一定の基準を導出することは困難である。

2 「訴訟を提起することができる」に関する検討

典型事例を分析すると、検察院がどのような訴訟をどのように提起するかについても、刑事附带民事公益訴訟に関する典型事例（(1)）と、行政・民事公益訴訟に関する典型事例（(2)）とでは異なっていることがわかる。

（1）刑事附带民事公益訴訟に関する典型事例

刑事附带民事公益訴訟に関する典型事例において、検察院は、職権により多数の個人情報を侵害する行為を発見した場合に（a.）、個人情報関連犯罪を起訴し、付属的に民事公益訴訟を提起している（b.）。

a. 職権による個人情報侵害行為の発見

検察院は、職権を行使し、個人情報関連犯罪に該当する行為を発見している（事例五、六、七）。個人情報関連犯罪には、「公民個人情報侵害罪」のほか（事例六、七）、「情報ネットワーク違法利用罪」も含まれている（事例五）。

b. 民事公益訴訟の付属的な提起

検察院は、職権により侵害行為を発見した場合に、個人情報関連犯罪を起訴するとともに、付属的に民事公益訴訟を提起している。典型事例五の典型意義も、「違法行為をした者に対して刑事と民事の二重の責任を追及」することの重要性を強調していた。

なお、検察院は、民事公益訴訟を提起するにあたり、具体的には①違法に収集された情報の削除や（事例五、六）、②（違法所得の全額に相当する）公益損害賠償金の支払い（事例五、六、七）、および③国家レベルのメディアを通じた謝罪（事例五、六）を請求している。事例六の典型意義も、「検察院は刑事附带民事公益訴訟を提起する際に」、「侵害の停止、データの削除、損失の賠償などの訴えの請求を同時に提起することができる」としていた。

②の公益損害賠償金は、「市民の個人情報違法に取得や使用した行為を処罰し、抑止」するもの（事例五の典型意義）、もしくは「違法行為を懲罰し、同様の行為を予防する役割を果たす」ものであり（事例六）、情報権益が侵害された市民に対する補償を目的とするものではない。実際、公益損害賠償金は特別資金として検察院や国庫の特別基金（公益賠償金）口座に入金されており⁹⁶⁾、情報主体には返還されていない。この点について、学説は、公益損害賠償金が「民事上の不法責任の趣旨と一致せず、権利侵害の完全な補填も解決されていない」⁹⁷⁾とか、このような賠償金の設置が被告人に対する「多重処罰」⁹⁸⁾であるから、「個人情報保護公益訴訟に懲罰的損害賠償を適用することは適切ではない」⁹⁹⁾などと批判している。

さらに、検察院は、刑事附帯民事公益訴訟を提起すると同時に、関連企業に対して検察建議を発する場合もある。事例七では、本来であれば宅配業者を管理する責任を持つ行政機関に対して検察建議を発すべきところ、検察院は被告人が所属する宅配会社に対して検察建議を発し、個人情報の管理に対する改善策を提案した¹⁰⁰⁾。このような検察建議は、「社会ガバナンスに関する検察建議を発することで、『事後の懲罰（後端懲治）』から『全プロセスのリスク管理』への転換を図ることに力を入れ」るものとされる（事例七の典型意義）。

（2）行政・民事公益訴訟に関する典型事例

行政・民事公益訴訟に関する典型事例において、検察院は、市民やボラ

96) (2020)川03民初16号民事判決書、(2023)粵0705刑初3号刑事附帯民事判決書、(2023)浙04民初242号民事判決書などを参照。

97) 欧元捷「公益治理体系下的個人情報保護公益訴訟」法律適用12期（2023年）62頁。

98) 張新宝＝頼成宇・前掲注16）70頁。

99) 張新宝＝頼成宇・前掲注16）71頁。

100) 筆者が調べた限り、個人情報公益訴訟において、検察院が民間主体に対して検察建議を発する法的根拠として考えられるのは、「人民検察院検察建議業務規定」11条に定められた「社会ガバナンスに関する検察建議」かもしれない。しかし、この規定は民間主体に対する検察建議を明記しておらず、また、そもそも事例三では、「社会ガバナンスに関する検察建議」の語が用いられていない。したがって、民間主体に対する検察建議の法的根拠は、差し当たり不明である。

ンティアからの苦情や報告などを受けて、侵害行為を調査している（a.）。また、検察院は、直接に公益訴訟を提起するのではなく、訴訟前手続として検察建議を発している（b.）。

a. 苦情・報告に基づく調査

行政・民事公益訴訟に関する典型事例において、検察院は、職権を行使して個人情報侵害行為を発見するのではなく、市民からの苦情・告発・報告や（事例二、四、八）、ボランティアによる報告を受けた上で（事例一、三）、侵害行為を調査している。この点、事例三の典型意義も、苦情・報告が「社会公衆からの監督を活用し、行政機関に対する監督の強化を促すものであることを強調していた。

このような市民からの苦情などは、公益訴訟の趣旨の一つである、立証の困難性の克服を実現するものであるといえよう。一部の典型事例では、市民は苦情を申し立てる際に、個人情報の違法な処理のリスク（事例二）や、それにより生じた被害について検察院に伝えているだけであり（事例四）、私益訴訟の提起に必要な証拠を揃めてはいない。そこで、検察院は、市民の苦情などを受けた後に調査を開始し、市民の個人情報権益が侵害された証拠を収集するが（事例四）、場合によっては第三者機関を導入し、専門家への相談などを踏まえつつ調査・証拠収集をおこなっている（事例二）。

b. 検察建議の提出

検察院は、市民やボランティアからの苦情や報告などを受けて調査し、侵害行為を認めた場合、直接に公益訴訟を提起するのではなく、訴訟前手続として検察建議を発している。また、すでに述べたように、①検察建議は制度上行政機関に対して発せられるものであるが¹⁰¹⁾、典型事例の中に

101) 注90) において言及した行政訴訟法25条4項のほか、人民検察院検察建議業務規定10条【公益訴訟検察建議】も、「人民検察院は、職権を行使する際に、生態環境・資源保護、食品・医薬品の安全、国有財産の保護、国有土地使用権の払下げなどの分野において、監督管理責務を有する行政機関が違法に職権を行使し、または職権を行使しないことにより、法律に規定された公益訴訟の条件に該当するような、国家利益または社会公共利益の侵害が発生した場合には、公益訴訟案件の手続きに従い、行政機関に対して検察建議を発し、法に基づき職権を履行するように促さなければならない。」と規定している。

は、②民間主体に対して検察建議が発せられたものもある。

まず、①行政機関を対象とした検察建議から確認すると、これはさらに、個人情報処理者が検察建議の対象となるパターンと、個人情報処理者を監督する行政機関が対象となるパターンに分けられる。前者のパターンは、事例八である。本件は、「沈陽市保障房行政主管部門」が匿名化を施さずに個人情報をインターネット上で公開していたことが問題となった事案であるが、検察院は当該行政主管部門に対して直接に検察建議を発した。このパターンの検察建議の意義は、「検察建議を通じて行政機関の自発的な作為を促す」ことにあるとされている（事例八の典型意義）。一方、後者のパターンは、事例一、二、および四である。これらの事例は、行政機関が個人情報処理者に対して個人情報の処理に関する監督義務を果たさず、その結果個人情報権益の侵害が発生したものであり、検察院は当該行政機関に対して検察建議を発している。

次に、②民間主体を対象に検察建議が発せられた事案として、事例三がある。本件では、観光地が告知義務を果たさずに個人情報を収集などしていたところ、検察院は観光地を所有する国有企業に対して検察建議を発した。

(三) 小 括

以上、2023年3月30日に公表された8件の典型事例を紹介し、個人情報保護公益訴訟制度の運用実態を検討した。

結論を述べると、個情法70条は、侵害された情報権益が多数であることの基準や、検察院がどのような訴訟をどのように提起するかを制度の運用に委ねているところ、典型事例によると、刑事附帯民事公益訴訟と、行政・民事公益訴訟とは異なった運用がなされている。

刑事附帯民事公益訴訟に関する典型事例において、検察院は情報の件数と違法所得の金額を考慮して、多数の個人情報が侵害されたかどうかを判断しているようである。また、職権によりそのような侵害を発見した場合には、個人情報関連犯罪を起訴するとともに、付属的に民事公益訴訟を提起している。

一方、行政・民事公益訴訟に関する典型事例においては、一定の明確な基準を導出することは困難であるが、検察院は違法に処理された情報の件数に注目して、多数の個人情報が侵害されたかどうかを判断しているようである。また、市民やボランティアからの苦情や報告などを受けて調査し、このような侵害を認めた場合には、行政機関や民間主体に対して検察建議を発している。

五 むすびにかえて

本稿は、中国における個人情報保護公益訴訟制度の趣旨、概要、および運用実態を明らかにすることを試みた。

本稿の結論を示すと次の通りである。まず、学説によると、個人情報公益訴訟制度の趣旨は、ビッグデータ時代において、従来の私益訴訟による救済が不十分であるため、かかる救済の不十分性を補完することにある。次に、個情法70条によると、個人情報保護公益訴訟は、情報処理者の処理行為が個情法に違反し、多数の個人の情報権益を侵害した場合に、法定の機関や組織が法院に個人情報保護公益訴訟を提起することができるという制度である。また、個情法70条は、侵害された情報権益が多数であることの基準や、検察院がどのような訴訟をどのように提起するかを制度の運用に委ねているところ、典型事例によると、刑事附帯民事公益訴訟と、行政・民事公益訴訟とは異なった運用がなされている。

なお、冒頭で触れたように、中国の公益訴訟制度は日本の消費者団体訴訟制度に類似する制度であるとの指摘もあるが、両者の間に違いがあることも注意しなければならない。一つは、公益訴訟を提起するのは、基本的に消費者団体ではなく検察院であることであり、もう一つは、個人情報の件数だけでなく、違法所得の金額も総合的に考慮されているということである。

最後に、本稿の残された課題について言及しておく、本稿は、公益訴訟制度が私益訴訟による救済の不十分性を補完するものであるとしたが、その救済の具体的な内容を検討していない。とりわけ、司法救済には権利

の救済と損害・被害の救済があるところ、これらを分けて検討する必要もあろう¹⁰²⁾。

これらの問いを含め、本稿にて検討できなかった諸点については、筆者の残された課題としたい。

102) 本稿は、公益訴訟が私益訴訟による救済の不十分性を補完するものと結論づけたが、公益損害賠償金が被害者に支払われないことからすると、公益訴訟は被害者の情報権益を救済する制度ではあるものの、その損害や被害を救済する制度にはなっていない可能性がある。

袁 上荀 (エン ショウシュン)

所属・現職	慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴	中南大学法学院修士課程法学理論専攻
所属学会	憲法理論研究会
専攻領域	憲法・中国法